

文献資料紹介

〈第11回〉

屋久島中間村御検地名寄帳

山本秀雄

屋久島中間村御検地名寄帳について

島津藩は江戸中期『屋久島規模帳』と云うを作成して、屋久島支配の基準書としていた。この事は本誌第六号に取上げ、なお貢租賦課の基礎資料に『御検地竿次帳』・『御検地名寄帳』のあつたことにもふれたが、今回はその中の『御検地名寄帳』、中間村の分を紹介したい。

この検地調査は享保十一年（一七二六）であるが、当時の屋久島は村落が口永良部を含めて二十一ヶ村あつたと思われるが、『名寄帳』・『竿次帳』が現存する村は長田・吉田・一湊・志戸子・船行・安房・黒石野・麦生・原・尾之間・小島・恋泊・椎野・平内・湯泊・中間・栗生・口永良部の十八ヶ村で、宮之浦・楠川・小瀬田・脇元を除く十八ヶ村の『御検地両帳』の原本は、現在慶應大学経済学部研究室の所蔵するもので、今回紹介する史料は昭和五十五年一月十六日、同大学経済学部の速水融先生のご厚意によるコピーであることを記して、速水先生にお礼を申し上げたい。此厖大な史料の収集経路をお尋ねしたところ、先師野村兼太郎教授の収集文書であるという外は不明であるとのお答えを頂いた記憶がある。

速水先生は昭和四十二年度の徳川林政史研究所発行の『研究紀要』に『近世屋久島の人口構造——享保十一年検地竿次帳の検討』と題して、この史料の紹介に及びこの史料は故野村兼太郎教授の収集文書であつたこと、又屋久島奉行の手許に保管されていたものであろうとも附記されている。

察するに明治三十七年（一九〇四）屋久島では山林の所有権をめ

違いない。ご承知の様に楠川に『楠川区有文書』という近世屋久島史料が蔵されているが、この文書の中に前記の他村と検者や作成年を同じくする『楠川村御検地竿次帳』の写しがあるから、十八ヶ村と一連の検地帳であつたことが察せられる。そして不足の楠川村の分はこれで補われよう。

さて宮之浦・楠川・小瀬田・脇元を除く十八ヶ村の『御検地両帳』の原本は、現在慶應大学経済学部研究室の所蔵するもので、今回紹介する史料は昭和五十五年一月十六日、同大学経済学部の速水融先生のご厚意によるコピーであることを記して、速水先生にお礼を申し上げたい。此厖大な史料の収集経路をお尋ねしたところ、先師野村兼太郎教授の収集文書であるという外は不明であるとのお答えを頂いた記憶がある。

ぐつて國を相手に『屋久島国有林下戻訴訟』を起こしている。正確には『不当処分取消並二國有林下戻請求の行政訴訟』と云うが、何と十六ヶ年間争つたこの裁判は、島民側の敗訴に終つた事件で、當時大変に大きな社会問題となつたが、実はこの訴訟の裏付資料として島民が裁判業務一切を委任した浅野総一郎氏（浅野同族株式会社代表）の元に、関係資料を提出している（その一部は写本で現在国会国立図書館に日本林制史調査資料鹿児島藩第一号として保管されている）。原本は浅野同族株所蔵となつており、計十三点、中に享保十一年の『高極帳』など、慶大所蔵資料と目的内容（検者・作成年など）を同くするものが含まれていることから、両者は元々軌を一にした裁判資料として屋久島から東京に送られたもので、長年月の間に所有が別れた姉妹本を見るが自然であろう。

ともあれ二つの屋久島関係文書が最も安全な場所に保管されていることを喜びたい。いま十八ヶ村分を紹介出来ないので、今回は中間村の『御検地名寄帳』一点を取上げるが、内容は土地関係で田・畠・屋敷地、石高は糲・大豆・上木糲、人別改は人口数・名前・名頭との続柄、家畜は牛・馬、上木で桑・柿・茶・唐芋・唐竹、漁業は船・網などに及び、上納の対象となり得るものすべてを調査した年貢の基本台帳と云えよう。島津藩の直轄地支配の特殊性がみえて興味あるものである。

なお『檢地名寄帳』と『同竿次帳』は内容が同一であるが、名寄帳が人別改を先にし、後者は土地の方から書き出している。利用面から提出先が違つていたことを両帳末尾の但し書きが教えてくれる。本文をご覧いただきたい。

享保十一歲^午八月晦日

屋久島中間村御検地名寄帳

東郷吉右衛門

一冊

中間村 男三拾八人 馬七疋

女三拾八人

馬七疋

下屋敷

九間

武畦三歩

仁兵衛

大ツ壱斗一升五合

一、 桑壱本 糲壱升

一、 当六十五歳 仁兵衛

一、 同六十六歳 妻

一、 同三十五歳 女子

いせ

一、 同二十九歳 南右衛門

子

一、 同四歳 南右衛門

女子

一、 同六十歳 仁兵衛

弟

一、 同四十六歳 文松

女子

一、 同二十八歳 太右衛門

子

一、 同四十六歳 妻

次郎

一、 同二十八歳 次郎

女

下屋敷

十七間

武畦八步

大ツ壱斗一升三合

一、 桑壱本 糲壱升

子

一、 同三拾四歳 妻

女

嘉兵衛

一、 当三拾八歳 嘉兵衛

子

一、 同十歳 妻

女

一、 同拾七歳 鶴

子

一、 同四十歳 文太郎

子

一、 同十歳 文菊

子

一、 同四十歳 文菊

女

一高於歲。加桑、穀、米、同七歲不差。

秀吉子

一丙辰歲。加桑、穀、米、同七歲不差。

肩師

一丙辰歲。加桑、穀、米、同七歲不差。

秀吉子

一馬三丈

十蟹六斗
赤脚

秀吉子

洪萬

一高於歲。加桑、穀、米、同七歲不差。

秀吉子

一丙辰歲。加桑、穀、米、同七歲不差。

秀吉子

一、同十歲 <small>吉みつ 女子</small>	下屋敷	十六間	馬壱疋	大ツ壱升	一、同七拾三歲 <small>嘉兵衛 母</small>	與右衛門	
一、當四拾七歲	與右衛門	一、同四拾七歲	妻	一、同四拾七歲	妻	一、同四拾七歲	妻
一、同四拾九歲	<small>与右衛門兄</small>	源左衛門	一、同四拾三歲	妻	一、同四拾三歲	<small>與右衛門養弟</small>	平作
一、同十八歲	子	半左衛門	一、同四拾三歲	平作	一、同十四歲	子	五郎八
一、同三拾七歲	妻	一、同三拾五歲	<small>与右衛門弟</small>	一、同八歲	子	五郎八	
一、同十歲	與兵衛	一、同四歲	<small>造右衛門子</small>	一、同四歲	子	五郎八	
一、同四歲	<small>女子ママ</small>	次郎	一、同四歲	五郎	一、同四歲	<small>与右衛門弟</small>	造右衛門
一、同十四歲	<small>造右衛門子</small>	五郎	一、同七拾壹歲	母	一、同七拾壹歲	子	乙市
一、同六拾三歲	<small>与右衛門伯母</small>	百	一、同五拾八歲	妻	一、同五拾八歲	子	伊兵衛
一、馬壱疋			仲右衛門		仲右衛門		
下屋敷	十武間	四畦二十四步					
一、桑壱本	糲壱升	大ツ武斗八升八合					
一、當六拾八歲	仲右衛門	一、同四拾七歲	<small>仲右衛門女子</small>	一、同五拾八歲	<small>仲右衛門弟</small>	一、同五拾八歲	
一、同式拾三歲	<small>朔日子</small>	半十郎	一、同四拾七歲	<small>古同子</small>	一、同四歲	<small>与右衛門弟</small>	秀吉子
一、同五拾七歲	<small>仲右衛門弟</small>	一、同三拾三歲	<small>仲右衛門女子</small>	一、同三拾七歲	<small>仲右衛門子</small>	一、同三拾七歲	
一、同三拾三歲	<small>仲右衛門弟</small>	一、同式歲	<small>豊鶴女子</small>	一、同式歲	<small>仲右衛門女子</small>	一、同式歲	
一、同式拾三歲	<small>仲右衛門女子</small>	一、同式歲	<small>豊鶴女子</small>	一、同式歲	<small>仲右衛門女子</small>	一、同式歲	
一、同拾四歲	<small>仲右衛門女子</small>	一、同式歲	<small>豊鶴女子</small>	一、同式歲	<small>仲右衛門女子</small>	一、同式歲	

一、馬壺足

下屋敷

六間
二十一間

四畳六歩

新兵衛

大ツ壺斗壺升

一、桑壺本
糲壺升

七左衛門子

裂袋太郎

一、当四拾三歳
新兵衛

一、同拾五歳
右同女子
いぬ

一、同三拾九歳
右同妹
たる

一、同三拾九歳
右同妹
たる

一、桑壺本
糲壺升

新兵衛親

一、当四拾三歳
源之喰

一、同拾五歳
右同女子
いぬ

一、同三拾五歳
まんけさ

一、同三拾九歳
右同妹
たる

一、当四拾三歳
助左衛門

彦市

一、同六拾七歳
助左衛門

彦市

一、同六拾八歳
半右衛門

彦市

一、同六拾九歳
妻

彦市

一、同五拾歳
六兵衛

彦市

一、同七拾歳
孝右衛門

彦市

一、同七拾三歳
善吉

彦市

一、同七拾歲
助左衛門

彦市

一、同七拾歲
同七拾歲

彦市

下屋敷

四間
十八間

一、馬壺足

武畠十式歩

七左衛門

下田

十九間

三畳

せ町壺ツ

新兵衛

山畑	同前	山畑	中ノ下り	山畑	同前	下畠	西田	下畠	西ノ嶺	田ぞへ	山畑	西ノ嶺	山畑
五四間		十武間		十四間		十九間		十九間		六間	武拾式間	八三間	八三間
大ツ壱歩		式拾四步		壱畠拾歩		大ツ式升三合		式拾六升		四拾式步	大ツ壱升六合	式拾四步	大ツ壱升五合
大ツ壱升六合		式拾四步		大ツ壱升六合		大ツ九升		式拾六升		大ツ壱斗三升		式拾四步	

新兵衛 與右衛門 善兵衛 藏右衛門 善兵衛 次郎右衛門 善兵衛 助左衛門

山畑	同前	山畑	同前	山畑	同前	山畑	同前	山畑	濱道	下畠	同前	下畠	前田	山畑	前田
五四間		十六間	二間	六五間	間	十三間	間	八三間	間	十七間	間	八三間	間	十八間	間
武拾步		武拾	六升	大ツ	壺升	六合		大ツ	壺升	武合	四畦	六步	大ツ	武升	三合
大ツ三升六合		武拾	六升	大ツ	壺升	六合		大ツ	壺升	武合	六步	六升	武拾	六升	武拾步

次郎右衛門 同人 善兵衛 仲右衛門 同人 同人 善兵衛 仲右衛門

山焰つるぎ
詫力終上步

九合

八房

古里

八八間

武畝四步
大ツ三升

景

山焰

卦步多賜上步

高麗

山畠

十六間

壹畝武步

八左衛門

嘉兵衛

景

山焰

卦步多賜上步

高麗

山畠

十六間

壹畝武步

同人

景

山焰

卦步多賜上步

高麗

山畠

十六間

壹畝四步

次郎右衛門

同前

山焰

卦步多賜上步

高麗

山畠

十六間

壹畝四步

仲右衛門

同前

山焰

卦步多賜上步

高麗

山畠

十六間

壹畝四步

嘉兵衛

同前

山焰

卦步多賜上步

高麗

山畠

十六間

壹畝四步

與右衛門

同前

山焰

卦步多賜上步

高麗

山畠

十六間

壹畝四步

嘉兵衛

同前

山焰

卦步多賜上步

高麗

山畠

十六間

壹畝四步

嘉兵衛

内苗	山畠	川畠	山畠	同前	山畠	同前	山畠	同前	下畠	屋敷添	下畠	屋敷添	同前	山畠	同前	大ツ三升八合	
五四間	五四間	五四間	五四間	十一間	八八間	十間	八八間	十四間	十四間	十四間	十四間	十五間	十三間	五三間	九四間	大ツ三升八合	
武拾歩	大ツ八合	武拾歩	大ツ八合	四畝拾武歩	大ツ七升	武畝四歩	大ツ七升	武拾四歩	大ツ七升	武畝四歩	大ツ七升	五畝拾八歩	大ツ八合	拾五步	大ツ八合	拾五步	
大ツ八合	武拾歩	大ツ八合	武拾歩	大ツ七升	武畝四歩	大ツ七升	武拾四歩	大ツ七升	武畝四歩	大ツ七升	武畝四歩	大ツ七升	五畝拾八歩	大ツ八合	拾五步	大ツ八合	拾五步

次郎左衛門	同人	同人	嘉兵衛	仁兵衛	七左衛門	同人	山畠	南ノ上	山畠	屋敷ノ下	山畠	屋敷ノ下	同人	山畠	同前	大ツ三升八合
四間	四間	四間	五間	五間	六間	五間	五間半	七間	七間	七間	七間	七間	七間	七間	九四間	大ツ三升八合

島方九反三畝拾六歩	合	田畠屋敷巻町五反武畝拾歩	古里	山畠	同前	山畠	同前	山畠	七まがり	山畠	南ノ上	山畠	屋敷ノ下	山畠	同前	大ツ三升八合
四間	四間	四間	四間	八八間	十四間	八八間	十四間	十五間	七間	七間	七間	七間	七間	七間	九四間	大ツ三升八合
大ツ四升九合	大ツ八合	大ツ八合	大ツ八合	武畝四歩	大ツ七升	武拾歩	大ツ八合	大ツ八合								
武畝四歩	大ツ八合	大ツ八合	大ツ八合	大ツ七升	武畝四歩	大ツ七升	武畝四歩	大ツ七升	武畝四歩	大ツ七升	武畝四歩	大ツ七升	武拾歩	大ツ八合	大ツ八合	大ツ八合

平作	次郎右衛門	藏右衛門	嘉兵衛	與三左衛門	七左衛門	藤兵衛
四間	四間	四間	五間	五間	五間	九四間

屋敷式反四畝式拾歩

合

穀大豆式拾七俵三斗式升三合

穀拾七俵三斗式升

大豆九俵式斗九升三合

桑穀六升

高拾石俵斗八升式勺壹才

合桑六本

合式枚帆船壹艘

合鰹あみ壹帖

合男女七拾六人

男三拾八人

女三拾八人

合馬七疋

中間村切才

善兵衛

右同

新兵衛

栗生村莊屋

善拾郎

右同

武右衛門

竿取國分

外山傳八

右同谷山

山下四郎右衛門

対見川辺

堀内孝兵衛

穎娃

斎藤與右衛門

筆算蒲生

谷口次兵衛

右同伊作

中村市左衛門

右同谷山

柏木十左衛門

筆者

肱岡藤左衛門

東郷吉右衛門

享保十一年九月廿三日

右御檢地名寄帳 今度就大御支配郡奉行東郷吉右衛門致門割帳面
指出候付拾二万石御藏入_江支配相究書写渡置候間 此帳面之通取納
可申渡者也

享保十二年未潤正月九日

大御支配所

(印)

谷山角太夫

(印)

鎌田太郎右衛門

(印)